

「立法府の信頼回復と異常事態の打開に関する衆議院議長申し入れ」案

野党六党・会派は、先の通常国会において、公文書の改ざん問題をはじめとする重大問題は、「国権の最高機関たる国会を冒瀆し、立法・行政監視など国会の果たすべき機能を危うくする問題である」として、大島理森衆議院議長に対して「日本の民主主義の土台が根底から突き崩される異常事態」の打開に関する申し入れを行った。

大島議長は、七月三十一日に「所感」を明らかにし、一連の事件はすべて、「法律の制定や行政監視における立法府の判断を誤らせるおそれのあるもの」であり、「民主主義の根幹を揺るがす問題」が生じたとの認識を示した。その上で、議長は、第一義的に責任がある政府に対し、原因の究明と再発防止を求め、同時に、立法府に対し、行政府を監視すべき任にある国会がその責務を十分に果たし、「国民から負託された崇高な使命」に因應するため、各党各会派の真摯で建設的な議論を呼びかけた。

野党六党・会派は、この議長「所感」を重く受け止め、今臨時国会において、国民の負託に因應する立法・行政監視活動を行うため、全力を尽くしてきた。

しかしながら、政府は、今臨時国会においても、国会に対し、正しい情報を提供せず、立法府の判断を誤らせかねない事態を引き起こし、また、与党は、政府提出法案の採決強行を繰り返し、国会審議の前提と信頼の破壊はいっそう深刻化している。

- 一、入管法審議において、政府は制度の根幹部分を省令に白紙委任する法案を提出し、また、野党が審議の前提として要求した、失踪した外国人技能実習生からの「聴取票」が衆参両院の附帯決議に基づく調査でありながら、その提出を拒否し続け、捏造した集計結果に基づく答弁を繰り返した。
- 二、政府与党が、二八七〇人分の「聴取票」を法務委員長室での「閲覧」に限ったもつて、野党議員が協力し全ての個票を書き写し集計した結果、政府集計を覆し、一九二七人も最低賃金を下回る深刻な実態が判明した。「閲覧」は、議員が正確な情報に基づき質疑することへの妨害である。
- 三、安倍首相の外遊日程に合わせる、入管法の採決を強行したことは、憲政史上かつてない暴挙であり、国会を愚弄するものである。このもつて、憲法六十三条が規定する閣僚の国会出席・答弁義務に背く事例が横行していることも看過できない。

四、憲法審査会において、与党は、与野党の合意なしに会長の職権で一方的に審

査会を開会した。安倍首相の改憲案の実現のために、審査会の運営を行うことは許されない。

五、漁業法改正案、水道法改正案など政府提出法案の審議において、与党は、委員長職権で審議日程を強行し、短時間の質疑で採決を強行するなど、到底、国民の負託に応える審議とはいえない事態が相次いでいる。

かかる民主主義の根幹を揺るがす、国会の危機的状況を打開し、国民の負託に応えることは、与野党を超えた立法院の責務である。

議長におかれては、立法院のあり方について与野党が真摯に協議する場を設けるため、ご尽力いただきたい。

平成三十年十二月十日

立憲民主党	辻元	清美
国民民主党	原口	一博
無所属の会	広田	一
日本共産党	穀田	恵二
自由党	日吉	雄太
社会民主党	照屋	寛徳

衆議院議長 大島理森 殿